

長崎市農業委員会 令和4年10月総会 議事録

1 日 時 令和4年10月28日(金) 14:00 開会
15:50 閉会

2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(19名)

赤瀬 孝則	井川 義英	石橋 一次	岩永 一也	岩本 隆
後山 裕義	上川 満治	田平 孝廣	鳥越 悦子	永岡 亜也子
平尾 政博	松尾 隆治	峰 忠幸	森山 安男	柳川 八百秀
山口 邦俊	山口 眞佐栄	山崎 実男	山脇 貞雄	

5 欠席農業委員(0名)

6 出席推進委員(23名)

池田 憲二	今村 秀喜	岩尾 直己	浦川 英敏	尾崎 正孝
川添 孝則	城戸 利美	久保 正	田中 幹生	鶴田 安明
中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人	野本 英世	濱口 敏夫
濱口 雅洋	増田 茂	松本 貞幸	三浦 孝路	村田美津枝
森内 悟己	森保 欣也	山下 和孝		

7 欠席推進委員(1名)

柴原 恵

8 出席職員

【農委事務局】 向井事務局長 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
赤池主事

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和4年10月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、10月の農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は19名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、推進委員の出席は、23名でございます。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。岩永一也委員と岩本隆委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○岩永委員・岩本委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行するように皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本日は、まず、その他の事項1「令和4年度経営所得安定対策に伴う現地確認業務について」と、その他の事項2「令和4年度農作物被害調査（1回目）及び令和5年度以降の国庫ワイヤーメッシュ柵設置事業調査の実施について」についての説明のため、農林振興課の職員の方に出席いただいております。時間の都合もでございますので、先にこちらの項目の説明をお願いし、その後、残りの議案の審議に進みたいと思います。それでは私の方から皆様に職員の御紹介をさせていただきます。農林振興課の末永営農指導係長です。本日はよろしく申し上げます。それでは、その他の事項1及び2について、農林振興課から説明をお願いします。

－農林振興課 説明－

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から説明がございましたが、この件について、何か御質問はございませんか。

○山脇委員 今朝ほど地元の上の方に水田を作っている方が相談に来て、イノシシにひどくやられて、極端に言えば、毎日のように入られると言って相談に来られたんですね。それで、「登ってみましょうか」と言って登ってみたら、確かにひよっとしたら台風よりひどい感じですね。台風は一方の方に倒れてきているんですけども、あっち巻きこっち

巻きしていて、1枚残っていたんですけども、それをどうかしてもらいたいなということで、朝から平尾会長に相談をしたら、ワイヤーメッシュは、だいぶ前にしてあるですよ。それがもう古くなって弱くなっているもので、新たにワイヤーメッシュを、結構距離はあるんですけども、配付してもらおうことはできないかなということだったんですけども、どうでしょうか。

○農林振興課 ワイヤーメッシュの耐用年数は14年となっております、今早い所、平成20年位から設置している所は、国の事業という耐用年数は超えてきているということは、長崎市に限らず全国的な話になっておりまして、今、国の方も、補修といいますか、以前設置した所のワイヤーメッシュの対応というのを事業に組み込まれておりますので、そのところは、国庫事業の申請でも可能です。ただし、緊急で対応をしないといけない部分につきましては、市の部分につきましても1週間後に貸与というのは中々難しい部分もありますので、国の事業はあくまでも、令和5年度の分なので、どうしても緊急の防護が必要であるのは、柵だけの対応になりますけれども、市の分での対応になるんじゃないかなと思います。ただし、1戸当たり250m分までになります。

○山脇委員 あの、もう大分古いんですよ。形上でも一番古いような感じを私は持っているんですけども。それで、下の方はもう錆びて腐れたりしているということで、下が腐れているということで、ひっくり返してやって上の新しい所を下にやってみたんですけども、いかんせん古いもので、簡単に入られているんですよ、同じ所から。それで、どういう感じですか。もう、補修的に配付するという感じですか。

○農林振興課 基本、地際がダメなら半分に切ってもというのも可能だと思うんですけども、半分に切る労力というのも相当な労力になるかと思っておりますので、手間だけ考えるとそのまま張った方がいいんじゃないかなとは思いますが。

○山脇委員 その場合、古い方はそのまま、重ねてつけても大丈夫ですかね。可能ですかね。

○農林振興課 それは、事業上は可能です。

○山脇委員 いや、もう、案内されて連れていかれて見たんですけども、確かにひどうございました。1枚だけ残っているんですよ、乾燥機の問題で全部刈り切れずに。まあ、さっきも言いましたけれども、ひよっとしたら台風よりひどかったです。あっち倒し、こっち倒しして。イノシシは寝転んで穂が倒れたものを食べるような感じではないのですかね。そういうことで、自分が見た感じでは大変ひどかったです。

○農林振興課 確かに古くなったワイヤーメッシュから穴が空いたら入ってくるというこ

とがありますので、行政の対応も当然考えていくべきなのでしょうけれども、農業者の方々につきましては、日々の、当然、緊急で設置というのはなかなか難しい部分があると思いますので、予防も含めて日頃の農作業管理の中で、ワイヤーメッシュ柵の見回り点検もお願いしたいなというのはありますので、併せて対応と草刈り見回り点検もお願いしたいと思います。

○山脇委員 わかりました。なるべく本人さんが思うような形で対策を取っていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長 他にございませんか。

○岩本委員 令和4年度の経営所得安定対策の件ですけれども、前まで載っていたんですけれども、今回載っていないんですね。こういうことってあるんですかね。

○農林振興課 すみません、確認をします。

○岩本委員 それとあと一つは、野焼きの件ですけれどもね。畑で草を燃やすと通報があって、警察や消防が来て注意を、燃やすなということと言われるそうですよ。畑をするのは農家の方なので、燃やさないと仕事にならないということですよ。それと、その市の方からも来るんですよ。最初、市が来て名前とか何とかを聞くそうですよ。それで、「なんで名前を書くのか」と揉めていたんですよ。そういうことで、野焼きには、どういう規制があるのか聞いてくれということだったものですからね。とにかく燃やし方はちょっとひどかったんですよ。近所の方の洗濯物についたり、家の中に煙が入ってきたりするからそうなったということなんですよ。その点はどうなんですか。市の環境のほうですか、に来てもらって説明をしてもらおうかと思って話しているんですけれども。わかっただけでよろしくをお願いします。

○農林振興課 野焼きにつきましては、私の認識の中ではあるんですけれども、この場で正確なお答えにならないかもしれませんので、環境部に確認して、おそらく環境部の職員が現地に行っていると思いますので、例外規定だったような感じはあるんですけれども、そこをしっかりと確認をしてから回答したいと思います。

○岩本委員 その例外がどの位からかとか出てですね。例外の部分があると書いてあると言っていたものですからね。

○農林振興課 大事な問題だと思いますので、正確に確認をさせていただいて個別に回答をさせていただきたいと思います。

○岩本委員 よろしくをお願いします。

○議長 他にございませんか。

○鳥越委員 先ほどのワイヤーメッシュのことで聞きたいんですけども、古くなったワイヤーメッシュを緊急でなくても、イノシシにやられてしまって今はできないから、令和5年として全体を新しくしてもらうために要望してもよろしいのでしょうか。

○農林振興課 令和5年として要望していただいて結構です。

○鳥越委員 最初に貰っていて、もう古くなっているんですよね。

○農林振興課 設置してある分がですかね。

○鳥越委員 はい、古くなった部分からイノシシが入ってやられているんです。だから、やるんだったら今度全部を変えるという形で、5年度で頂くようにできますか。

○農林振興課 要望をあげていただいて結構ですけども、今、令和3年度分は令和4年度までに終わる予定ですけども、今回上げられた分は…。

○鳥越委員 令和4年度は終わるから…

○農林振興課 令和5年度に配付ができるというのはお約束がまだできません。令和5年度以降の配付ということで上げていただきたいと思います。

○鳥越委員 わかりました。

○事務局長 14年というのはどうなるんですか。耐用年数は。

○農林振興課 要望の際に経過年数等を確認させていただきますので、要望をあげていただいたうえで、耐用年数を超えていないと補助対象にはならないと思いますので、一旦地図をつけて要望をあげていただきたいと思います。

○鳥越委員 古いのはメッキしていないんですよね。だから朽ちるのが早いものだから。そして、また、海べたと山手とはまた違うと思うんですよね。海のそばの人達はものすごく劣化が早くて、ものすごく朽ちているみたいです。だから、そこから入ってきているみたいです。耐用年数よりももっと縮まっていると思うんです。

○農林振興課 実際、耐用年数で山と海で違いはわかりますけれども、制度としては中々難しい部分がありますので、要望としては受けますけれども、しっかり場所等を書いていただいて、あげていただきたいと思います。それで、その分につきましては、要望をあげていただくんですけども、新規の分と違って対象であるかどうかの判断はまた出てくるということになります。

○鳥越委員 はい、わかりました。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、農林振興課の職員の方は、ここで退席されます。

— 農林振興課職員退席 —

○議長 それでは、引き続き議案の審議に入ります。本日は、付議事項が5件ございます。初めに第1号議案、「令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」、事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案「令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、長崎市長へ提出する農地等利用最適化推進施策に関する意見書の内容について意見を集約し決定するものです。3ページからが、提出する意見書案になります。先月の総会の折に、委員の皆さんからいただいたご意見や事務局と運営委員会の中での確認を基に、表現や語句を一部修正しておりますので、改めて読み上げさせていただきます。なお、前回までの意見書案の中で、「担い手」や「担い手等」というような文言、表現を使用しておりましたが、この文言については、すべて国が新しく定義付けした「農業を担う者」という表現に全て整理しております。また、ご意見については、最後にいただきたいと思いますので、そのまま説明を続けさせていただきます。4ページを御覧ください。日頃から、長崎市農業委員会の活動に対し、多大なるご理解とご支援、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。さて、ウクライナ危機により、世界的に食料の安定供給が脅かされている中、食料自給率が低い日本においては、食糧自給の重要性が増しており、今こそ実行性のある生産体制の強化が求められています。そのような中、国は令和4年5月に、人・農地プランを法定化し、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化法などの関連法を改正しました。これに基づき、長崎市農業委員会では、今後、長崎市が策定する地域計画において目標地図の素案の作成を担っており、そのために農地の所有者等に対し、今後の経営等についての意向調査を本格的に実施することとしています。今後は、策定された地域計画に沿って、農業委員会の大きな使命であります、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休

農地の発生防止・解消、新規参入の促進などに取り組み、農地等利用の最適化を推進していくものと考えております。長崎市におかれましても、策定する地域計画が、今年度からスタートした第2次長崎市農業振興計画、前期計画の推進力となり、農業者にとって実りのある、持続可能な地域農業の確立に寄与する計画となりますよう、関係機関や関係者と十分な協議の場を設け、連携・協働して取り組んでいただくことと併せて、実効性のある農業施策の実施及び必要な予算の確保について、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

5 ページを御覧ください。農地等利用の最適化の推進に係る施策について、本市の現在の農地状況では、おのずと就農地や栽培品目が限られるなど、希望通りの営農が難しい現実があり、新規参入者が安心して営農ができる環境整備が充分とは言えない。さらに、専業・兼業を問わず、年々、農業者の高齢化や単身高齢化が進んでいるが、重労働の割に収入が上がりず生活ができない、農業に魅力を感じられない等の理由で、親の跡を継がないなど、慢性的な後継者不足も深刻な問題であり、離農や遊休・荒廃農地の増加に拍車をかけている。そのため、効率的な農作業が可能な立地条件や、農作業の負担軽減に寄与するスマート農業の必要性が高まっている。そのような中、国の施策である優良な農地を将来へ確実に引き継ぐこと等を目的として策定する地域計画の区域内の農地について、規模に応じた基盤整備を行うとともに、農業を担う者の確保を行い、農地の集積・集約化を実現していくため、次のとおり意見します。①大・中規模基盤整備について、一部の地区では、施設園芸を希望する就農者がいるが、ハウス等の施設を設置できるような農地が不足している状況であり、新規参入や経営規模拡大など、農業を担う者が求めているような優良農地を確保するための施策が急務である。そのため、実質化された人・農地プランの実現や地域計画の策定に向けた取組みの中でも基盤整備が重要であることが認識され、現在、モデル地区として先行的に基盤整備に向けた準備が進められている。それぞれの地域の将来を見据え、優良農地不足で農業を担う者の受け入れができないということがないように、次のことについて対応を図られたい。(1)基盤整備等の農地改良を計画している地域については、早期実現に向け、スピード感をもって事業を推進し、新規参入者や規模拡大を望む農業を担う者が、農地を集積・集約化できる環境を確保すること。(2)国の事業を活用した基盤整備については、面積等の要件が厳しいため、その緩和について引き続き国に要望していただくとともに、できるだけ農業者に負担をかけないような整備手法を検討すること。

6 ページを御覧ください。②中山間地域など営農条件が悪い地区での各種整備等について、この項目につきましては、先月の総会の折に、念頭おいていただきたい例として、ポツ印で3点記載しておりましたが、他の項目との違いが分かりにくいとの御指摘がありましたので、文書の中に入れて形で整理しております。それから、直売所についてのJAの方針についても御意見がありました。この②の項目については、先ほども言いましたように、各地区での今後の取組みの中での具体的な例ということで念頭にとということで具体例をあげておりましたので、今後、各地区で地域計画の策定する際に話し合いが行われる時に、それぞれの地域の課題として、販売所とか直売所とか出てくるとお思いますので、この項目については、JAも含んだ形で「関係機関と連携した」ということで表現を和らげて

記載をしております。今後、地元の方々や関係機関を交えて話し合いが行われた際は、直売所の問題も含め、その地域の中での問題として意見を交わしながら、解決に向けた方針等を検討していく必要があると考えております。それでは、中身を読み上げます。中山間地域など営農条件が悪い農地では、大規模な基盤整備が難しいことは理解できるが、将来に向けて守り続ける農地として、地域計画を策定した地域における農地の集積・集約化及び規模拡大・新規就農を望む、農業を担う者への支援の在り方について、ハウスが建てられる程度の広さで、野菜などが作りやすいように小規模な農地をまとめる、いわゆる「狭地なおし」、水資源の確保、及び農地耕作条件改善事業を活用した基幹農道・園内道路の整備・畦畔除去・暗渠配水等の耕作条件の改善を行うなど、最低限の営農環境の整備や、長崎市ならではのスマート農業の推進や、それぞれの地域の特性を鑑み、関係機関と連携した新たな農産物のブランド化の早急な取り組みや、農作物の出荷から直売所への配送といった販売・流通ルートの確保など、狭い農地でも高品質の農作物を作ることにより、農業所得の向上につながるような環境の構築を念頭に、地域の実情を踏まえた施策の実施に努めること。

③地域外からの農業を担う者の確保について、後継者不足を補うためには、地域外から農業を担う者を呼び込むことも必要であるが、市内であっても、地域外からでは遠距離通農となってしまう場合もあるため、住まいとなる空き家の情報提供なども必要である。また、個人で後継者不足を補うにはどうしても限界があるため、効率的に農業を担う者を確保できるよう、次の項目について、対応を図られたい。(1)移住希望者向けのホームページで空き家・空き地の情報提供がなされているが、市内の他の地域から農業を担う者を呼び込むことを視野に入れ、圃場に近い空き家の紹介など、移住支援室と連携した情報の提供を行うこと。(2)法人の参入や農作業受委託などの方法を含め、農地中間管理機構やJA等の関係機関と連携して、地域外からの農業を担う者を幅広く確保できるしくみを構築すること。(3)市で実施している農業チャレンジ塾やJAで実施しているびわ講座などの受講を修了した就農希望者が、次のステップの実践編として、必要な資材等の提供を受けながら、遊休化した放任果樹園や畑を活用して、実際に経験を積むことができる場を提供するとともに、速やかに就農に移行できるよう、相談体制や研修先のあっせんなどの仕組みを検討すること。

7 ページを御覧ください。④、耕作放棄地の活用について、高齢化、後継者不足等により耕作放棄地が増えてきている状況において、農地の所有者自身で耕作者を見つけることができない農地については、その地域にマッチした農作物の育成、例えば、外海地区の「ゆうこう」のような、地元特産品を遊休農地に植栽して産地化する取り組みに対し、苗木や資材等に補助金を支給する等、地域の特産品の育成に活用できるような施策を検討すること。

⑤、農業経営の安定対策について、農業を担う者が、希望を持ち安心して農業経営ができる環境を提供できるようにするため、次のことについて、対応を図られたい。(1)更なる有害鳥獣被害対策の実施や昨今の世界情勢の変化による農業資材等の高騰に対する補助などについて速やかな対応を行うこと。(2)近年の大雨や干ばつなどの異常気象の増加による

農産物の生育不良に対しては国の農業共済制度があるが、複数の農作物を栽培している場合などで、一つの作物の収穫量が落ちたとしても、保険金等が支払われない場合があるため、農業者の希望に沿った補償制度となるよう、国への働きかけを行うことや、市及びJA独自の被害対応を行うこと。(3)化学肥料により荒れた農地の土壌改良のため、また、環境への負荷の低減や畜産・養鶏農家を救済するためにも、資源循環型の完熟有機堆肥生産工場の建設により、畜産・養鶏農家から牛ふんなどのたい肥の材料を買い入れるとともに、農家へは高品質・低価格で有機堆肥が供給できるような取り組みを検討すること。この(3)については、先月の総会の折に、畜産農家だけでなく養鶏農家もという御意見がありましたので、畜産・養鶏農家と修正しております。また、「完熟有機堆肥生産工場」について、普通の工場ではなく、より進んだ工場という意味があるということで、リサイクルできる資源を活用し、環境にも配慮することができるという意味合いを含め、「資源循環型の完熟有機堆肥生産工場」という文言に修正しております。

⑥新規就農者へのきめ細かな支援について、新規就農者への支援策として、長崎県新規就農相談センターやJA長崎せいひ担い手支援センターにおいて研修が実施されており、研修段階から市や農業委員会などの関係機関で連携して、就農に向けたサポート体制を構築して取り組んでいる。しかし、全ての就農希望者のニーズを満たすものになっていないと思われるため、長崎市独自の就農支援策として、よりきめ細やかで、就農希望者の要望をくみ取った臨機応変な対応を行うこと。

8 ページを御覧ください。⑦各地域での取り組みへの参画等について、各地域においては、高齢化・担い手不足、優良農地の減少、個々に存在している管理組合の衰退などを危機的な問題ととらえ、今行動しないと将来、地域の存続が危ぶまれるとの思いや、人・農地プランの実現に向けた取組みの観点から、様々な活動を模索しているが、地域だけでは円滑に進めていくことが難しい。そのため、専門的な知見をもっている行政や関係機関の参画による農業技術や営農指導はもとより、地域の意見をくみ取り、今後の活動の進め方や、管理組合の在り方等について助言・指導等を行っていただけるアドバイザー等の派遣について対応を検討すること。この部分につきましては、先月の総会の折に、管理組合の在り方についての御意見がありましたので、その内容を含めた形としております。以上が、意見書案の内容になります。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案についての説明がございましたが、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

○上川委員 今、農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、ということで説明をいただきました。その中でよく出てくる言葉で、スマート農業の推進という言葉が出ております。長崎市においては、取入れというのが中々難しい地域、作物等々ございます。そのような中で、今大々的にトラクターとかコンピューターとか、衛星を使った位置情報に関しての自動運転とか、大きな成果があげられていると思っておりますが、この長崎市、種々の作物がありながら、その取り込みが中々難しい状態にあると理解しております。そ

れに対して、せめてもの部門ごとの資金支援等どう考えるのかということも、ここに記載をいただく要望としてをお願いをしながら、作物別の機械・機具に対しての資金というのは、どれぐらいの割合でいただけるものか、それも含めて、検討をいただければと思っております。以上です。

○農政管理係長 今回の部分は、新たに項目を作ってしまう形でしょうか。

○上川委員 この中にスマート農業という端的な分だけですので、じゃあ、長崎市の農業に対して、この導入をすることに当たって、どういうふうな協力が得られるのか、そうしないと、例えば、100パーセント導入しました、そこは農家負担ですよという訳にはいかないと思うんですよ。そこに鑑みての資金支援を、どの辺まで要望を汲んでいただけるのかということで、その導入する農家も考える割合が変わってくると思いますので、内容としては、そういうことです。

○議長 要するにイチゴと言えば、花もありますけれども今、地熱を上げるために循環型の温水をつけていますよね。具体的にはそういうものでしょうか。

○上川委員 まず、見本的な作物に対して、例えば、イチゴは今、会長がおっしゃる通り、施設の拡充のために、部門でイチゴの温湯に対しては何割位ができるというような、要望をあげることができるのかとか、その部門ごとの配慮をなされた形でのトップダウンというかその辺のことを形にしてもらえばなというふうに思います。

○議長 一応、農林振興課に今の意見の内容を通告して、この文書は今のままでいいと思いますけれども、意見書を提出してからの個別の意見として、それを出すようにしておいたらどうでしょうか。

○事務局長 回答の中に織り込んでもらうということですか。

○議長 いや、回答を貰うということですが、このままの意見では、中々回答はもらえないと思いますので、スマート農業だけに対する支援をどういうふうに考えているのかということでしょう、各部門別ですね。

○上川委員 おっしゃる通り、割合というのが部門ごとによって変わってくると思いますので、その中でスマート農業推進という打ち上げ花火だけではなくて、それは、世の中の流れに沿った推進だと思うんですよ。じゃあ、実際現場におろした時に、実際にお金がかかると、その支援をどうするのかという問題なんです。そこまで必要として入れてもらえれば、ああ、考え方としてこういう方向性なんだなということで現場の理解になると思うんです。

○議長 コロナ対策で自動換気など、各部門で色々なスマート農業がありますので、農林振興課に通告をしてから、回答をいただくようにしますので。スマート農業に対する各作物部門で、国の支援がどのようなものがあるのか、県の支援がどのようなものがあるのか、それで市として、国・県・市、併せてどういったような支援をしていくのかというのを回答していただければいいんじゃないですかね。どうですか。

○上川委員 導入支援の方向性ですね。

○農政管理係長 正確な回答がここでできずに申し訳ございませんでした。今の主旨はこちらでも理解できましたので、何等かの形で表現できるように、あとは事務局と運営委員会、会長に内容は一任いただいて、詳しいところはまた、個別にお伺いさせていただいて整理させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○上川委員 わかりました。

○事務局長 すみません、内容の修正は行わずこのままで、今、上川委員が言われた分については、事前にこれについても回答してくださいと、市の担当課のほうに伝えておきますので、今言ったような内容を含めて回答をいただくという形で取り扱いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長 他にございませんか。

○城戸推進委員 上川委員の意見を私も考えていましたが、ここでは省略します。次の意見としまして、小さいことなんですけれども、4ページと5ページで、表現の仕方がどうかよくわからないんですが、4ページの15行目に「農地利用の最適化」と書いて、5ページ目では、「農地等」の「等」が入っている訳なんですけれども、前回の説明の中でも「農地」とだけしかなくて、この「等」は何を意味するものなのか、勉強のために教えて欲しいということと、今回「担い手」が「担う者」に変わったという経緯を勉強のために教えてください。

○農政管理係長 1点目の分、「農地等」というのが、国の色々な資料での正しい表現なので、「等」が抜けているのが、こちらの記載誤りです。農地等という場合、例えば、登記上、山林であっても現況農地といったものがあると思うんですけれども、そういったものを含めたところでの、農地等ということで御理解いただきたいと思います。内容については、「等」がある方が正解なので、もう一度見直して整理したいと思います。それから、「農業を担う者」については、今回、5月に関連法案が改正されたことによって、まず、担い手というのが、今まではクローズアップされていて、認定農業者、新規就農者、基本構想水準達成者とかですね、そういったところを担い手ということで、国は、その方達を中心に

地域の集積・集約化をお願いしていきなさいという方針だったんですけれども、それでは足りないということで、皆さんがよく耳にする地域の中での中心経営体がいらっしゃいますが、認定農業者でも新規就農者でもないけれども、頑張って地域の農業をどうにかしていかないといけないという方、それから、話題になっている半農半X、定年帰農者、そういった方達も含めて、地域の農業を担っていただかないといけないということで、定義が少し広がった形になります。「農業を担う者」が、今後地域の農業を頑張っていただくというその中に、認定農業者などの担い手がいたり、半農半Xがいたりとか、そういった担う者の総称を農地を守る者、「担う者」と国が表現を今回しているんですけれども、ちょっとわかりにくい説明なんですけれども、要は、担う者が広がってその総称をそう呼び出したという形になっています。すみません説明が下手で申し訳ないんですが。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、ただ今出ました意見も含めながら、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

○議長 ありがとうございます。第1号議案については、原案のとおり決定いたします。それでは、意見書の提出につきまして、事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 意見書の提出についてですが、来月11月21日月曜日、運営委員会の終了後の午後4時から、市役所3階の第2応接室で行う予定としております。なお、出席者については、先日21日の運営委員会で協議を行い、現在の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年、一昨年と同様に運営委員のみで行うことといたしましたので御了承ください。運営委員の皆様には、後ほど御案内を送付する予定ですので、よろしく願いいたします。また、12月又は1月の総会の場において、農林振興課ほか関係機関から出席いただき、今回の意見書に対する回答及び意見交換の場を設けたいと考えておりますので、併せてお知らせいたします。

○議長 運営委員の皆さんは、出席方よろしく願いいたします。続きまして、第2号議案、「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。本件は、弥生町の〇〇さんが所有する、千々町の農地1筆4,538㎡について

て、高城台1丁目の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が新規就農のためでございます。また、本件は、9月30日JA茂木ピワ集散場事務室において、あっせんを行い、あっせん委員として濱口推進委員、中山推進委員立会いのもと、あっせんが成立いたしましたので、今回の申請がなされたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。南小中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、就農計画を履行されることで要件を満たすものであります。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、2人で480日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が4,538㎡であり、新規就農の下限面積1,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。9月30日に私と山崎委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、9月30日に開催しましたあっせん事業が成立し、申請が行われたもので、利用については、ピワの栽培を予定しています。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き1ページを御覧ください。本件は、大村市の〇〇さんが所有する、片淵4丁目の農地1筆40㎡について、片淵4丁目の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住で耕作管理できないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。西山ダムの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で780日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が4,414㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、浦川推進委員から報告をお願いします。

○浦川推進委員 現地調査について御報告いたします。10月14日に私と岩本委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。本件は、福岡市の〇〇さんが所有する、小ヶ倉町3丁目の農地1筆898㎡について、平間町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住で耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。小ヶ倉小学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で500日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が2,058㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、中村推進委員より報告をお願いします。

○中村推進委員 現地調査について御報告いたします。10月17日に私と柳川委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑として露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何か御意見、御質問などはございませんか。

○森山委員 1番ですけれども、今頃、時々と言いますか、あっせん事案が出てくる訳ですけれども、もし、差支えがなければ、金額の提示をお願いしたいですけれども。全体で結構です。

○農地係長 すみません、資料を持ってきていないので、後ほど御報告ということでよろしいでしょうか。

○森山委員 できるだけ皆さんにもわかるように…。あっせん立会人でもいいです。

○農地係長 立会人の方で金額は覚えていらっしゃいますか。

— あっせん立会委員に確認 —

○農地係長 全体で〇〇円です。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。本件は、向町の〇〇さんが所有する向町の農地1筆について、〇〇が、資材置場及び駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。式見中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。赤枠で囲んだ部分が申請地で、7トントラック車、バックホウなどの駐車場及び砂や碎石などの資材置き場として利用する計画となっております。敷地については現状のまま砂利を敷いて使用する予定となっております。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、井川委員から報告をお願いします。

○井川委員 現地調査について御報告いたします。10月18日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、資材置き場及び駐車場として利用する計画ですが、造成は行わず、現状のまま利用します。また、雨水については、自然浸透と自然流下により道路側溝に放流するなど、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないことを確認しました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」、議案の説明と、現地調査の報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、西海市の〇〇さんが所有する琴海尾戸町の農地1筆3,554㎡について、琴海尾戸町の〇〇さんが5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,765㎡となり、利用につきましてはツバキの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。ペニンシュラゴルフクラブの東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は、10月18日に平尾委員立ち合いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして第4号議案2番について御説明いたします。議案書は引き続き4ページを御覧ください。本件は、長浦町の〇〇さんが所有する長浦町の農地4筆1,274㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,274㎡について、10年間の使用賃貸借により、長浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、31,701.97㎡となり、利用につきましてはミカンの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、久保推進委員から報告をお願いします。

○久保推進委員 2番の現地調査について御報告いたします。10月18日に私と平尾委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、果樹の栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書は、5ページを御覧ください。本件は、時津町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆808㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆808㎡について、5年間の賃貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、15,411㎡となり、利用につきましては水稻を行っております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につき

ましては、4番の議案説明後、併せて報告いたします。

続きまして4番について御説明いたします。議案書は引き続き5ページを御覧ください。本件は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆2,400㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,400㎡について、10年の賃貸借により、琴海形上町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、34,278㎡となり、利用につきましてはミカンの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。オーシャンパレスゴルフクラブの北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 3番と4番の現地調査について御報告いたします。8月17日と9月15日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。3番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については水稻を予定しています。4番は、利用権の新規設定を行うもので、利用についてはみかんの栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と、現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案について御説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の6ページから21ページにかけて掲載しております。21ページを御覧ください。表の下の方に集計をしておりますが、対象地は野母町の1,441筆764,369.19㎡でございます。

調査対象範囲につきましては、スクリーンを御覧ください。野母町全体の航空写真でございます。次が、拡大したのものになります。拡大した写真が7枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が9枚ほどございます。現地の立会いは、令和4年5月25

日に山口邦俊委員、柴原推進委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第5号議案2番からの個別案件について御説明いたします。議案書は、22ページから24ページになります。24ページを御覧ください。表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が16件、合計筆数が41筆、合計面積で22,411㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

それでは議案書の22ページにお戻りください。22ページの2番から24ページの14番は長崎県が実施しております治山工事に必要な森林法第25条に基づく保安林に指定するために非農地判断を行うもので、〇〇さんほか12名が所有する千々町の農地36筆、19,537㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。南小中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、4枚ほどございます。現地調査につきましては、濱口推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 2番から14番の現地調査について御報告いたします。10月12日に私と山崎委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は長崎県が実施している保安林の指定に伴い非農地判断を行うものですが、申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 それでは、議案書は引き続き24ページを御覧ください。15番は、下黒崎町の〇〇さんが所有する下黒崎町の農地2筆で、面積は487㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査につきましては、鶴田推進委員から報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査について御報告いたします。10月17日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、16番は、福岡市博多区の〇〇さんが所有する小ヶ倉町3丁目の農地2筆で、面積は1,403㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。小ヶ倉小学校の南側に位置しております。次が、拡大したのになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、もう1枚ございます。現地調査につきましては、中村推進委員から報告をお願いします。

○中村推進委員 現地調査について御報告いたします。10月17日に私と柳川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、17番は、田中町の〇〇さんが所有する川内町の農地1筆で、面積は984㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。戸石小学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、尾崎推進委員から報告をお願いします。

○尾崎推進委員 現地調査について御報告いたします。10月17日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

○森山委員 年次計画の分ですが、現況に畑が含まれているようですが、この辺はどのようになっているのでしょうか。

○農地係長 すみません、現況は「山林」の誤りでございます。

○議長 他にございませんか。現況「畑」は「山林」の記載誤りだそうですので、訂正をお願いします。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」、事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。資料の1ページから2ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、6件の届出がありました。続きまして、資料の3ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、3件提出されました。続きまして、資料の4ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、6件提出されました。合計15件提出され、すべて事務局

長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」、私の方から報告いたします。会議は、10月7日に開催されました。資料は、5ページと6ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は、9月の総会で審議いたしました、北浦の資材置場の第5条の転用許可についての諮問案件がございましたが、異議なしとの答申を得ております。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和4年度農業委員会会長・事務局長会議（中期）について」事務局から報告をお願いいたします。

○事務長 それでは、令和4年度農業委員会会長・事務局長会議に、事務局長代理として松浦市に出張してきましたので、主な内容について御報告します。資料の1ページの次第を御覧ください。まず、最初に3説明・協議の(1)ながさき農業委員会1・1・1運動における重点活動の進捗状況等について説明がありました。2ページを御覧ください。令和4年度農業委員会の最適化活動の目標設定状況について、右側の覧になりますが、2最適化活動の活動目標の欄の一人当たりの活動日数目標という欄があります。活動日数目標について、長崎市の目標は7日と決めたとおもいますが、県内の平均目標値は、一番下になりますが、ひと月当たり8.9日であることや、手書きをしておりますけれども、全国平均の目標値は、7.5日であることが説明されております。活動実績の方については、現在、長崎県農業会議が、今年度の最適化交付金算定のために、9月末までの実績を県内各農業委員会に照会をしておりますので、県内の状況がわかりましたら、また、御報告したいと思っております。

次に3ページを御覧ください。地域計画の策定について、長崎県農業経営課から説明があり、4ページ上段になりますけれども、大まかな地域計画策定の流れが説明され、②モデル地区での計画作成とありますけれども、これは長崎県が指定したモデル地区を、令和4年度に行うことを想定して書かれたものであり、長崎市の場合、県が指定したモデル地区はありませんが、皆さんも御承知のとおり、6地区の中で各々モデル地区を設定し、先行して行うこととしております。下段には、令和5年度から本格的に地域計画を策定する地域について、令和4年度中に地域計画策定の事前準備を行い、令和5年度と6年度の2か年かけて地域計画を策定する流れが記載されております。

5ページを御覧ください。策定準備の詳細になりますけれども、令和4年度中に地域計画の策定準備として、長崎市が実施主体として、関係機関で組織された推進チーム会を開催し、今後の策定スケジュール等について確認を行うとともに策定区域の設定を行います。長崎市は、地域計画策定に向けた工程表、長崎市だけに限らず、県内全てなんですけれども、この工程表を、令和5年2月10日までに県へ提出することとなっております。

7ページを御覧ください。農業委員会が行う意向調査の実施についてですが、令和4年度は紙でやっていただいておりますけれども、5年度以降は、タブレットでの調査を基本とし、必要な場合は紙で実施します。できるだけ多くの意向把握に努める必要があります

が、調査項目や調査対象者については、できるだけ皆さんに負担がかからないよう調整していきたいと考えております。

8 ページを御覧ください。これまで、人・農地プランで作成した現況地図に今後実施する意向調査を反映させて10年後の目標地図の素案を作成します。素案ができましたら、下段になりますが、協議の場を設け、まずは、農家の代表者や推進チーム会で集まって設定区域の確認や、担い手が決まっていない圃場のマッチングなどを検討し、素案を叩き台として作り上げ、その後、地域の農家や農業委員、推進委員の方の意見も聞きながら、最初の目標地図を完成させることになっております。

9 ページを御覧ください。地域計画の策定が終わりますと、目標地図を含めて公告をし、その後目標地図は、農業者の意向等を踏まえ話し合いを重ね、随時更新しながら徐々に担い手へ集約化し、完成度を高めていくこととなります。最後になりますけれども、10ページにはスケジュールの例が記載されておりますので、御参照いただければと思います。報告は以上となります。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様方から御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項4「農業者年金加入推進について」農業者年金加入推進対策班から説明をお願いいたします。

○森山年金加入推進リーダー 農業者年金推進対策班の活動について報告いたします。資料の11ページを御覧ください。本日、総会の前に農業者年金加入推進部長会議を行いました。資料12ページの推進体制のとおり、本年度は長崎県農業会議の割り当てで、長崎市農業委員会は、3名の加入が目標となっております。今年度も、6地区で班体制を組み、加入目標数を各地区各1人としております。活動計画は、資料13ページから14ページの左側の計画を御参照ください。11月及び12月を加入推進強化月間として戸別訪問を予定しております。加入の見込みがある60歳未満の農業者がいれば、事務局が、加入要件を確認し、改めて訪問を行うということにしておりますので、事務局へ御連絡ください。また、本日、各地区の農業委員さん、推進委員さんには、戸別訪問用に別途、50歳以下で、年間100日以上農業に従事されている未加入者の地区ごとの名簿、令和4年4月1日現在を、活動の手助けとしてお渡ししています。過去の加入推進状況を踏まえ、各地区で訪問対象を選定していただき、戸別訪問を実施していただきますようお願いいたします。なお、その戸別訪問の実施状況は、お配りしております報告書にて、事務局へ提出をお願いいたします。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から御意見、御質問等ございませ

んか。事務局から何かありませんか。

○農地係長 農業者年金の加入推進活動につきましては、日頃から御協力いただきまして誠にありがとうございます。この農業者年金につきましては、新規の加入者にアンケートを行うと農業者年金についてほとんど知らなかったとか、全く知らなかったというような回答が半分以上を占めます。また、若い世代ほどそういう傾向にもございます。また、戸別訪問をしている県ほど加入実績が上がっているといった結果もありますので、コロナの状況で推進活動が行いにくいという面もありますが、先ほど森山委員からも報告がありましたが、各委員におかれましては、戸別訪問によりリーフレットの配布等をお願いしたいと思っております。その配布状況につきましては、12月の総会時に報告書の提出をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。私からのお願いですが、この総会が終わった後、もし何も予定がなかったら、各地区集まって推進部長を中心に、各地区の推進体制について、協議していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項3「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします

○農政管理係長 それでは、資料の1ページを御覧ください。令和4年度の目標は、141部となっております。現在の購読部数は、先月の報告以降1件の新規申し込みの申し出がありましたので、122部となっております。目標達成に向けて御協力いただきますようよろしく申し上げます。

次に2ページ及び3ページを御覧ください。令和4年度の上半期の活動記録集計表を記載しております。御自身の活動日数について御確認いただき、把握している日数と異なっている場合や、これまでの活動の記載漏れがある場合は、今回は、11月4日の金曜日までに事務局に御連絡ください。この数値が、令和4年度4月から9月分の活動実績として国に報告することになりますので、最終的な確認を含めてお願いいたします。その他の事項2及び3についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他皆様方から、御意見・御質問・各地域からの御報告などございませんか。なんでも結構です。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項5「令和4年11月、12月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、令和4年11月、12月の行事予定についてお知らせいたします。資料は4ページを御覧ください。初めに、11月の行事予定です。10日木曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が長崎県農協会館で開催され、会長が出席予定です。21日月曜日、14時から農業委員会運営委員会を開催し、その後、16時から市長への本庁の3階第2応接室において農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出する予定です。28日月曜日、13時5分から農委だより編集会議、その後、13時30分から遊休農地対策検討委員会、14時から農業委員会11月総会を開催する予定としております。

次に、12月の行事予定です。9日金曜日、長崎県農業会議常設審議委員会、21日水曜日に農業委員会運営委員会、26日月曜日に農業委員会12月総会、総会后、農業委員会懇親会を場所等は未定ですが、開催ができればとして予定しています。11月、12月の行事予定は以上です。引き続き遊休農地関係で説明をさせていただきます。

○農地係長 すみません。事務局からもう1点御説明させていただきます。遊休農地対策に関するアンケート用紙を1枚配らせていただいております。このアンケート、4月に1度アンケート調査をさせていただきます。6月の総会で皆様方に活動事例の紹介をさせていただいたんですが、今後も引き続き情報共有を図って、遊休農地対策に活用していきたいと思っておりますので、今回、再度アンケート調査をさせていただきたいと思っております。4月のアンケート調査以後に新たに始めた活動であるとか、6月に紹介した活動事例を見ていただいて、自分達の地域でも似たような活動をしていたとかいうようなことがあれば、アンケート用紙に記入して提出していただきたいと思います。できれば 来月の総会時に提出をしていただければと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで10月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変御苦労様でした。